

2020年5月23日

保護者のみなさま

NPO 法人所沢市学童クラブの会 事務局

【注意】6月の保育料等について

日頃より学童クラブの運営にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多大なるご協力をいただいておりますことに、あらためてお礼を申し上げます。

所沢市こども未来部青少年課は、5月21日付で「小学校の分割登校時の放課後児童クラブ運営について」事業者向けに次の通り示されました。

「6月の保育料について 6月1日以降は学校が再開される予定であることから、放課後児童クラブにおいても、利用の制限は行いませんが、過密化を避けるため、自宅での保育が可能な場合には児童クラブの利用を自粛していただくよう保護者の方に協力を依頼することとします。ただし、自粛の協力を依頼するにとどめるため、自粛した日数分の保育料の減額は行わないこととします。」

この指示を受け、保護者のみなさまにおかれましては下記についてご確認、ご注意のほどお願いいたします。

記

1 6月の保育料について

6月からは平常の保育とし、4月5月に行った日数分の減額は行いません。

登所自粛のご協力をされた場合も保育料は全額請求させていただきます。

※これは現段階の措置であり、今後、臨時休校の延長、臨時休所の延長等により変更される場合があります。

2 6月全日登所しない場合

6月まったく学童クラブへの登所がない場合でも、「休所」（在籍）の場合は、全額保育料を請求させていただきます。

6月分保育料請求を免除申請される場合は、5月末日までに学童クラブに退所届を提出してください。

ただし、保留児童（待機児童）がいる学童クラブでは、7月以降学童クラブへの復帰入所申込をされても保留（待機）になる場合があります。詳しくは学童クラブへお問合せ下さい。

※これは現段階の措置であり、今後、臨時休校の延長、臨時休所の延長等により変更される場合があります。

【問合せ先】 所沢市学童クラブの会事務局

TEL 04-2994-6753 FAX 04-2998-1324

MAIL jimukyoku6753@gakudon.com

担当：松尾